

# 新しい原料原産地表示制度

## － 事業者向け活用マニュアル －

### 別冊 実践 チェックリストと表示例

平成 30 年 11 月  
(修正：令和元年 9 月)

農林水産省

# 目次

はじめに.....	1
<b>第1章 原料原産地表示を行うためのチェックリスト.....</b>	<b>2</b>
1. 企画段階.....	4
2. 準備段階.....	14
3. 製造段階.....	19
4. 出荷・販売段階.....	22
<b>第2章 加工食品 25 分類別の原料原産地表示例 .....</b>	<b>23</b>
1. 麦類.....	26
押麦	
2. 粉類.....	26
ケーキミックス	
3. でん粉.....	27
片栗粉	
4. 野菜加工品.....	28
グリーンピース缶詰／マッシュルーム缶詰／しょうがつかだ煮	
5. 果実加工品.....	30
パインアップル缶詰／りんごジャム	
6. 茶、コーヒー及びココアの調製品.....	31
レギュラーコーヒー	
7. 香辛料.....	32
こしょうパウダー／カレー粉	
8. めん・パン類.....	33
ゆでうどん／干しそば／食パン／あんぱん	
9. 穀類加工品.....	37
オートミール／ふ（麩）	
10. 菓子類.....	39
ビスケット／米菓（ピーナッツ入り柿の種）／ようかん／カステラ／ゼリー／チョコレート／ラムネ菓子／コーンスナック菓子	

11. 豆類の調製品.....	46
練あん／きぬごし豆腐／ピーナッツバター	
12. 砂糖類.....	48
上白糖／てん菜糖	
13. その他の農産加工食品.....	49
練ごま	
14. 食肉製品.....	50
ロースハム／ソーセージ	
15. 酪農製品.....	55
牛乳／発酵乳／プロセスチーズ	
16. 加工卵製品.....	61
味付たまご	
17. その他の畜産加工食品.....	61
はちみつ	
18. 加工魚介類.....	62
さば味噌煮／板付かまぼこ／かつお削りぶし／さきいか	
19. 加工海藻類.....	66
にしんこんぶ巻／のり佃煮	
20. その他の水産加工食品.....	67
松前漬け	
21. 調味料及びスープ.....	68
食塩／米みそ／調合みそ／こいくちしょうゆ／ウスターソース／ 焼肉のたれ	
22. 食用油脂.....	72
食用なたね油／マーガリン	
23. 調理食品.....	73
ぎょうぎ／おにぎり（梅）／ポテトサラダ	
24. その他の加工食品.....	75
粉末清涼飲料	
25. 飲料等.....	75
果実飲料（りんごジュース）	

# はじめに

このマニュアルは「新しい原料原産地表示制度－事業者向け活用マニュアル－」の別冊（以下、「別冊マニュアル」といいます）として、新しい原料原産地表示制度（以下、「本制度」といいます）に対応した表示を実現するためのチェックポイントと具体的な表示例を示したものです。

作成にあたっては、農林水産省「平成 30 年度 食品表示・トレーサビリティ推進委託事業」により、さまざまな商品における実態調査と、食品関連事業者・団体、学識経験者等による検討会で議論を重ねてまいりました。

本制度に取り組みされる事業者の皆様にとって、参考となれば幸いです。

## 【利用上の注意】

- この別冊マニュアルは、特に中小規模の食品事業者が原料原産地表示を導入する際の対応のポイントを解説したものです。したがって、この別冊マニュアルに記載されている内容は、すべて実施する必要があるものではなく、食品事業者の方々がそれぞれ自社で対応を検討される際の参考としてご活用ください。
- 第 2 章の表示例は、この別冊マニュアル作成時において、一般に流通している商品からサンプリングした表示を参考に作成したものです。したがって、同じ品目であっても、それぞれの商品ごとの製造工程や使用する原材料に合わせて、表示を行ってください。
- この別冊マニュアルにおいて、「基準」とは、以下を指します。  
「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令 10 号）（令和 2 年 3 月 27 日改正時点）
- この別冊マニュアルにおいて、「Q&A」とは、以下を指します。  
「食品表示基準 Q&A」（平成 27 年 3 月）消費者庁食品表示企画課（令和 2 年 3 月 27 日改正時点）
- 上記基準本体及び Q & A 本体は、以下の消費者庁ホームページ（食品表示法等（法令及び一元化情報））から入手できます。最新の改正状況はこちらをご覧ください。

URL [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/)

# 第1章

## 原料原産地表示を行うためのチェックリスト

次頁に示したチェックリストは、新しい原料原産地表示制度に対応した表示を行うために企画段階～出荷・販売段階までに求められる実施事項を、食品事業者の方々が実際に対応される際の参考としてまとめたものです。

自社製品が本制度に対応した表示が行われているか確認するために、本チェックリストを活用してください。

また、各チェック項目について、その解説と、実施する上での留意点等を整理していますので、参考にしてください。その際、「新しい原料原産地表示制度－事業者向け活用マニュアル」（以下「マニュアル」といいます）もあわせて参考にしてください。

# 原料原産地表示を行うためのチェックリスト

## 1. 企画段階

商品企画の立案

- 当該商品が、新しい原料原産地表示対象であることを確認していますか（4頁）

配合（レシピ）の決定

- 使用する原材料の重量割合が明確になっていますか（5頁）
- 使用する原材料の産地・製造地が明確になっていますか（7頁）

調達先の選定

商品仕様の決定  
（商品仕様書内の一括表示欄の表示内容の決定）

- 商品仕様の決定に際して、重量割合上位1位の原材料が特定されていますか（8頁）
- 重量割合上位1位の原材料の表示方法※を決定していますか（9頁）  
※国別重量順表示、又は表示、大括り表示、大括り表示＋又は表示等
- 「又は表示」、「大括り表示」で表示を行う場合、重量割合上位1位の原材料の産地別使用実績・使用計画を作成していますか（10頁）
- 加工原材料の原材料の産地を生鮮原材料までさかのぼって表示する場合、加工原材料の重量割合上位1位の原材料の産地が特定されていますか（11頁）
- 商品仕様書における一括表示欄にある原材料名の記載内容が新しい原料原産地表示制度に適切に対応していることを確認していますか（13頁）

## 2. 準備段階

### (1) 包材（ラベルシール）の作成

- 商品仕様書等に記載した一括表示等が正しく包材等の表示原稿に反映されているか確認していますか（14頁）

包材等の一括表示欄等の表示原稿の作成

- 包材原稿やラベルシール機の入力画面と表示原稿が合致していることを確認していますか（14頁）

包材の発注（ラベルシール機への入力）

- 納品された包材（出力したラベルシール）が、包材原稿どおりに印刷されていることを確認していますか（15頁）

受領包材（出力したラベルシール）の確認

- 受領包材（ラベルシール）を分別保管していますか（15頁）

包材（又はラベルシール）の保管

### (2) 原材料の調達

調達先への発注

- 発注の際には、当該原材料の原産地の情報を伝えていますか（16頁）

原材料受入時の検収

- 発注した原材料が正しく納品されていることを確認するため、発注票と納品伝票等とを突き合せていますか（17頁）

原材料の分別管理

- 納入された原材料を分別管理していますか（18頁）

## 3. 製造段階

製造の指示  
（製造指示書の作成）

- （商品仕様書等で）あらかじめ定められた原材料の配合にしたがって製造の指示が行われていますか（製造指示書が作成されていますか）（19頁）

配合・製造

- 製造の指示（製造指示書）どおりに配合・製造が行われているか製造現場に立会い、確認をしていますか（20頁）

容器包装

- 製造の指示（製造指示書）と包材（又はラベルシール）の記載内容が整合しているか確認をしていますか（20頁）

製造の記録  
（製造日報の作成）

- 製造の指示（製造指示書）と包材（又はラベルシール）の記載内容が整合していることを確認した結果を記録していますか（21頁）

包材/ラベルシールの使用

原材料の使用

## 4. 出荷・販売段階

商談・受注

- 取引先との商談にあたって、商品仕様書に基づき、重量割合上位1位の原料原産地を伝えましたか（22頁）

出荷

販売

業務用加工食品の場合は、上記フロー、チェックリストを参考にしつつ、詳細はマニュアル 59～63頁を参照してください。

# 1. 企画段階

## 商品企画の立案




当該商品が、新しい原料原産地表示対象であることを確認していますか

- マニュアル 28 頁のフローチャート（ステップ 1 の Q1～Q5）を活用し、自社で製造する商品が新しい原料原産地表示の対象なのか確認しましょう。

### ■ 留意点

- 自社で製造している加工食品を確認し、本制度への対応が必要な食品を洗い出しましょう。
- 本制度の対象外であっても、基準や他法令に基づき適切に表示してください。

### ■ その他参照情報

 マニュアル 30～37 頁

## 配合（レシピ）の決定



使用する原材料の重量割合が明確になっていますか

- 配合を決定する際に、使用する原材料の重量割合を明らかにしてください。
- 升（ます）やタンク等での体積計量（升（しょう）やリットル等）を行っている場合は重量に換算してください。

### ■ 留意点

- 計量した食品の体積に食品の密度（かさ密度）を掛け算すると重量に換算できます。

計算式：体積×密度（重量／体積）＝重量

例：小麦粉 1 升の重量

1 升 = 1.8 リットル

密度（かさ密度）：小麦粉の場合 0.55 (kg／リットル) ※

小麦粉 1 升は、 $1.8 \times 0.55 = 0.99\text{kg}$  (990 g)

※出典：医歯薬出版編「日本食品栄養成分表 2018（七訂）」（医歯薬出版）

密度は食品によって異なります。



## ■ その他参照情報

### 配合表の例

#### 原料配合表

作成者：山田太郎

作成日：2018年10月10日

商品名：シューマイ						
原材料名	原産地／ 製造地	配合比 (%)	添加物の用途 名等	アレルギー	遺伝子組換え	調達先
たまねぎ	国産	25				JA〇〇
豚肉	国産	20		豚肉		JA〇〇
豚脂	国産	15		豚肉		△△商事
つなぎ	社内調合	15				—
（でん粉）	国内製造	(60)				△△商事
（液卵）	国内製造	(40)		卵		△△商事
皮	国内製造	14				□□食品
（小麦粉）	国内製造	(70)		小麦		—
（大豆粉）	国内製造	(30)		大豆	組換えではない	—
粒状植物性たん白	国内製造	4				〇〇物産
砂糖	国内製造	2				△△商事
食塩	国内製造	2				△△商事
...						...
...						...
調味料(アミノ酸等)	国内製造	0.4	調味料			〇〇物産
トレハロース	国内製造	0.2				〇〇物産
加工でん粉	国内製造	0.1				〇〇物産
カラメル色素	国内製造	0.1	着色料			〇〇物産
計	—	100				

※原料原産地表示が義務付けられているのは、各製品の原材料のうち重量割合上位1位のもので（上記表示例では「たまねぎ」）。しかしながら、製品の品質管理等を考慮すれば、可能な限り、すべての原材料の産地・製造地を把握しておくことが望ましいと考えられます。

## 配合（レシピ）の決定



使用する原材料の産地・製造地が明確になっていますか

- 試作等で配合等を決定する際、問屋や卸、業務用食品メーカー等の調達先に使用予定の原材料の産地・製造地について問い合わせし、確認しましょう（商品仕様書でも確認できます）。
- 調達先への問い合わせの他に、試作用の原材料を受領した際、生鮮食品であれば段ボール等、加工食品であれば容器包装の一括表示に記載されている原産地（加工食品の製造地）を確認しましょう。

### ■ 留意点

- 使用する原材料の産地・製造地を明らかにするために、必要に応じ、以下の取組みを実施している事業者もあります。
  - 製造工場に赴き、仕入れている加工原材料の産地や配合が正しいことを確認する
  - 生産現場（農場や農協等）に赴き、仕入れている生鮮原材料の産地の情報を確認する
  - 調達先から産地証明書を受領する
- 事業所内で企画部門と原材料調達部門が分かれている場合は、両部門の連携を図りましょう。

## 商品仕様の決定（商品仕様書内の一括表示欄の表示内容の決定）



商品仕様の決定に際して、重量割合上位 1 位の原材料が特定されていますか


- 決定した配合（配合表）に基づき、原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料が新しい原料原産地表示のもとで表示対象となります（マニュアル 28 頁のフローチャート（ステップ 2 の Q6））。ただし、水を原材料の欄の一番始めに表示した場合であっても、水は原料原産地表示の対象となりません。また、原材料が水のみの場合や、添加物のみで構成されている場合は原料原産地表示を行う必要はありません。

### ■ 留意点

- 同種の原材料を消費者に分かりやすくするために、まとめ書きをしている場合、原材料単位でみて重量割合上位 1 位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。そのため、原材料名欄の先頭に、例えば「野菜（キャベツ、ニラ）、豚肉」と表示されていても、使用した原材料単位で比較すると、まとめ書き以降に表示された豚肉の重量の割合が最も高ければ、表示順にかかわらず、豚肉が重量割合上位 1 位のものとして表示対象となります。
- 1 つの製品の中で、複数の加工食品が個別に包装され、それらを合わせた形で食するような場合（例えば、「うどん」と「スープ」）、各構成要素となる加工食品のそれぞれの重量割合上位 1 位の原材料のうち、製品全体で考えて重量割合が高い方が、表示対象となります。
- 1 つの製品の中で、複数の加工食品が個別に包装され、それらを別々に食するような場合（例えば、「チョコレート」と「クッキー」）、各構成要素となる加工食品に使用されている同じ原材料（例えば、「砂糖」）の合算は行いません。
- なお、個別食品ごとに販売することが可能な食品を詰め合わせている場合（例えば、お中元用の詰め合わせ食品など）、構成要素である個別食品ごとに、重量割合上位 1 位の原材料について表示する必要があります。
- 砂糖調製品のように単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料の場合、複合原材料の全ての原材料を分割して表示することができます。その場合、原料原産地表示は、分割した後の原材料名表示に基づき、重量割合上位 1 位の原材料の表示を行う必要があります。

- 「こんぶ巻」は、いわゆる 22 食品群ですが、昆布の重量割合が 50%未満であった場合は、最も重量割合の大きい原材料（例えば鮭等）が原料原産地表示の表示対象になります。

## ■ その他参照情報

 マニュアル 38～40 頁

## 商品仕様の決定（商品仕様書内の一括表示欄の表示内容の決定）




重量割合上位 1 位の原材料の表示方法※を決定していますか

※国別重量順表示、又は表示、大括り表示、大括り表示+ 又は表示等

- マニュアル 29 頁のフローチャート（Q8～Q12）を活用し、国別の重量順位の変動や産地切替え、包材やラベルシールの切替え等、自社事情を踏まえた上で、表示方法を決めましょう。
- 商品仕様書を作成している場合には、上記検討を踏まえ、商品仕様書の一括表示欄の原材料名欄に、当該表示方法に従い、重量割合上位 1 位の原材料の産地・製造地を表示しましょう。

## ■ その他参照情報

 マニュアル 42～58 頁

## 商品仕様の決定（商品仕様書内の一括表示欄の表示内容の決定）



「又は表示」、「大括り表示」で表示を行う場合、重量割合上位

1位の原材料の産地別使用実績・使用計画を作成していますか

- 国別重量順表示が困難な場合であり、「過去3年以内の一定期間の使用実績から見て、今後の1年間も同様の使用の傾向が認められる場合」や、「新製品であるが、既存の製品と原材料の管理を共通化している場合」は、産地別使用実績を作成しましょう。
- 国別重量順表示が困難な場合であり、「過去3年以内の一定期間の使用実績から見て、今後の1年間で同様の傾向が認められない場合」、「原料の調達先の変更が確実である場合」、又は「新製品である場合」は、産地別使用計画を作成しましょう。

### ■ 留意点

- 上記のいずれの場合にも、根拠書類を保管する必要があります（根拠資料の詳細についてはマニュアル17～21頁を参照してください）。
- 「又は表示」、「大括り表示」で根拠となる産地別使用実績・使用計画は、基本的に毎年データを更新する必要があります（産地別使用実績は、表示しようとする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）からさかのぼって3年以内の中での1年以上の期間であり、また、産地別使用計画の場合は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限られているためです）。
- 使用実績又は使用計画に基づく表示である旨の注意書きの記載と根拠となるデータに齟齬がないように確認しましょう。

### ■ その他参照情報

👉 マニュアル15～21頁

## 商品仕様の決定（商品仕様書内の一括表示欄の表示内容の決定）



加工原材料の原材料の産地を生鮮原材料までさかのぼって表示する場合、加工原材料の重量割合上位 1 位の生鮮原材料の産地が特定されていますか

- 対象原材料（重量割合上位 1 位の原材料）が加工原材料の場合、製造地表示をすることが基本ですが、当該加工原材料の原材料の産地を生鮮原材料までさかのぼって、生鮮原材料名とその産地を表示することができます（加工原材料の製造地表示に代えて任意で行うことができます）。
- この場合、加工原材料の容器包装の表示や調達先からの商品仕様書、送り状、納品書等でさかのぼった原料原産地情報が確認できるのであれば、それらを参考にしましょう。
- 上記の書類等で確認できない場合は、調達先に照会してみましょう。ただし、業務用加工食品の場合、原料原産地情報は相手先の任意での提供となります。調達先において、さかのぼった生鮮原材料の産地が把握されている場合には、その証拠となる書類（例えば、産地証明書の写し）等も取り寄せましょう。

### ■ その他参照情報

👉 マニュアル 23～24 頁、61 頁

[加工原材料の容器包装での表示の例]

一括表示情報	
名称	業務用リンゴ濃縮果汁
原材料名	リンゴ濃縮果汁/酸化防止剤(ビタミンC)
内容量	18kg
保存方法	要冷蔵
原産国名	ドイツ製造
原料原産地名	ドイツ、ハンガリー(りんご)
使用上の注意	.....

[原材料の商品仕様書の例]

商品仕様書						
商品名	ギョウムヨウリンゴノウシユクカジュウ				作成日	2018/9/10
	業務用リンゴ濃縮果汁				メーカー名	●●インリョウ (株)●●飲料
共通商品コード	.....	メーカープライベートコード	.....	PB/NB 分類	NB	
ブランド名	.....			荷姿規格	一斗缶	
<b>画像情報</b>						
						
<b>一括表示情報</b>						
名称	業務用リンゴ濃縮果汁					
原材料名	リンゴ濃縮果汁/酸化防止剤(ビタミンC)					
内容量	18kg					
保存方法	要冷蔵					
原産国名	ドイツ製造					
原料原産地名	ドイツ、ハンガリー(りんご)					
使用上の注意	.....					
調理方法	.....					
使用方法	-					
殺菌方法	.....					
凍結前加熱の有無	-					
加熱調理の必要性	-					
でん粉含有量	-					
無脂乳固形分	-					
乳脂肪分	-					
期限	枠外の表面に記載してあります					
その他表示	-					
<b>アレルギー物質情報</b>						
えび	含まない	あわび	含まない	大豆	含まない	
かに	含まない	いか	含まない	鶏肉	含まない	
小麦	含まない	いくら	含まない	バナナ	含まない	
そば	含まない	オレンジ	含まない	豚肉	含まない	
卵	含まない	カシューナッツ	含まない	まつたけ	含まない	
乳	含まない	キウイフルーツ	含まない	もも	含まない	
落花生	含まない	牛肉	含まない	やまいも	含まない	
		くるみ	含まない	りんご	含む	
		ごま	含まない	ゼラチン	含まない	
		さけ	含まない	アーモンド	含まない	
		さば	含まない			
<b>アレルゲンコンタミ注意喚起</b>						
なし						

輸入された加工原材料を国内でさらに加工等した業務用加工食品については、国内での加工等の行為が実質的な変更をもたらさない行為である場合には、「輸入された加工食品（輸入品）」として原産国表示する必要があります。

このような業務用加工食品を使用した一般用加工食品の表示を作成する際、必要に応じて、国内で加工等を行った事業者から製造工程図（フローダイアグラム）を取り寄せ、加工工程等を確認している事業者もあります。

## 商品仕様の決定（商品仕様書内の一括表示欄の表示内容の決定）



商品仕様書における一括表示欄にある原材料名の記載内容が新しい原料原産地表示制度に適切に対応していることを確認していますか

- 原材料名、産地・製造地、表示方法等が適切であるか確認しましょう。



## 2. 準備段階

### (1) 包材（ラベルシール）の作成

#### 包材等の一括表示欄等の表示原稿の作成



商品仕様書等に記載した一括表示等が正しく包材等の表示原稿に反映されているか確認していますか

- 包材等の一括表示欄等の表示原稿の作成の際に、商品仕様書での記載内容が正しく反映されていない場合があります。複数人での読み合わせや原稿のチェックを行うなど、記載内容の正確性を担保しましょう。

#### ■ 留意点

- 各事業者の実状に合わせて、どの表示方法がよいか検討しましょう。
  - はじめから包材に書き込む
  - 製造のたびに印字する（印字場所を包材の一括表示欄に示しておく）
  - 製造のたびにラベルシールを印刷し、貼付する（貼付場所を包材の一括表示欄に示しておく）

#### 包材の発注（ラベルシール機への入力）



包材原稿やラベルシール機の入力画面と表示原稿が合致していることを確認していますか

- 表示原稿の記載内容が印刷原稿に正しく反映されていない場合があります。複数人での読み合わせや原稿のチェックを行うなど、記載内容の正確性を担保しましょう。
- ラベルシール機を使用する場合は、入力ミス等により、表示原稿の記載内容が正しく反映されていない場合があります。複数人での読み合わせや原稿のチェックを行うなど、記載内容の正確性を担保しましょう。

## 受領包材（出力したラベルシール）の確認



納品された包材（出力したラベルシール）が、包材原稿どおりに印刷されていることを確認していますか

- 印刷会社等が誤って包材原稿（ゲラ）と異なる包材を納品してしまう場合があります。複数人での読み合わせや原稿のチェックを行うなど、包材の記載内容の正確性を担保しましょう。
- ラベルシール機を使用する場合は、押し間違い等による異なるシールの出力やプリンター故障による印字脱落等が生じる場合があります。複数人での読み合わせや原稿のチェックを行うなど、ラベルシールの記載内容の正確性を担保しましょう。

## 包材（又はラベルシール）の保管



受領包材（ラベルシール）を分別保管していますか

- 同一商品でも異なる原産地表示の包材（ラベルシール）を使用する場合は、包材の誤使用のおそれがあります。この誤使用を防止するために、包材又はラベルシールは分別保管しましょう。

## (2) 原材料の調達

### 調達先への発注



発注の際には、当該原材料の原産地の情報を伝達していますか

- 商品仕様で決めた原材料の原産地と実際に仕入れる原材料の原産地が確実に合致するように、発注の際には、発注する原材料の原産地の情報を発注票に記載するなどして、確実に調達先に伝えましょう。

#### [発注票の例]

発注票 No.〇〇〇	2018年10月1日		
(株)〇〇物産御中	(株)〇〇シーフーズ		
毎度お世話になっております。以下、発注致します。よろしくご査収ください。			
納入期限：2018年10月10日			
納入場所：弊社 A工場 荷受口			
品名	数量	単価	備考
さば	100 kg	見積書No.〇による	ノルウェー産
さば	50 kg	見積書No.〇による	国産
みそ	10 kg×3	見積書No.〇による	(株)●●味噌 業務用

## 原材料受入時の検収

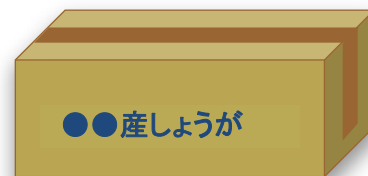


発注した原材料が正しく納品されていることを確認するため、  
発注票と納品伝票等とを突き合わせていますか

- 包材等で記載した原産地との整合性を図るために、原材料の受入れ時に、発注伝票と納品伝票とを突き合わせて、発注した原材料の原産地が正しいことを確認しましょう。
- 原材料の原産地を証明できる納品伝票は適切に保管してください。

### ■ 留意点

- 生鮮食品の場合は納品伝票に代えて段ボール上の産地表示で確認することも可能です。
- 加工原材料の場合は、当該商品の包材等の一括表示で確認することも可能です。
- 納品伝票等の保管方法については、紙媒体又は電子媒体のいずれの方法でも可能です。



### [納品書の例]

納品書 No.〇〇〇	2018年10月8日		
(株)〇〇シーフーズ御中	(株)〇〇物産		
毎度お世話になっております。以下、納品致します。よろしくご査収ください。			
品名	数量	単価	備考
さば	100 kg	見積書No.〇による	ノルウェー産
さば	50 kg	見積書No.〇による	国産
みそ	10 kg×3	見積書No.〇による	(株)●●味噌 業務用

- ・必要に応じ、以下の取組みを実施している事業者もあります。
  - 生産現場（農場や農協等）に赴き、仕入れている生鮮原材料の産地の情報を確認する
  - 調達先から産地証明書を受領する
  - 製造工場に赴き、仕入れている加工原材料の産地や配合が正しいことを確認する
  - 調達先から商品規格書を定期的に受領し、原産国や配合に変更がないことを確認する
- ・使用原材料が調達先において、変更されているにもかかわらず、その連絡がないことがあります。上記取組みは、このような事態を防ぐことにもつながります。

## 原材料の分別管理



納入された原材料を分別管理していますか

- 異なる原産地の原材料を使用している場合、誤って使用されることを防ぐために、原材料の保管の際に、分別管理することが必要です。
- 産地別に保管したり、保管場所に産地名等を明示することが望まれます。

### 3. 製造段階

#### 製造の指示（製造指示書の作成）



（商品仕様書等で）あらかじめ定められた原材料の配合にしたがって製造の指示が行われていますか（製造指示書が作成されていますか）

- 商品仕様書等で定められたとおりに原材料の配合が行われないと、製造された商品に使用された重量割合上位 1 位の原材料の原産地と包材等に表示された当該原産地との間で齟齬が生じるおそれがあるので、原材料の配合が確実に行われるようにしておくことが求められます。

#### ■ 留意点

- 口頭による製造指示は誤った製造に繋がりがねません。正しい製造指示に基づいた正しい製造を行うために、製造指示書等で社内に情報伝達する事業者も多く存在します。ノート等によるメモ書きでもかまわないので、情報を正しく製造部門に伝えることが重要です。

#### [製造指示書 兼 製造日報の例]

製造指示書 兼 製造日報

2018年9月3日

(株)〇〇シーフーズ〇〇工場  
製造部 山田

9月4日の製造予定は以下のとおりです。

- 各ラインの仕込班は、製品の原産地に留意して作業してください。
- 各ラインの包装班は、本指示書にある原産地の製品を使用していることを目視で確認の上、「作業時間」、「製造数」、「賞味期限」、「包装班記入者」欄を記入してください。

Aライン

予定時間	製品	原産地	予定数量	作業時間	製造数	賞味期限	包装班記入者	備考
8:00～12:00	さば味噌缶 70g (NB)	さば：国産	100 C/S					
13:00～17:00	さば味噌缶 70g (PB)	さば：ノルウェー産	100 C/S					

Bライン

予定時間	製品	原産地	予定数量	作業時間	製造数	賞味期限	包装班記入者	備考
8:00～12:00	さば水煮缶 180g (NB)	さば：国産	50 C/S					
13:00～17:00	さば水煮缶 180g (PB)	さば：ノルウェー産	50 C/S					

## 配合・製造



製造の指示（製造指示書）どおりに配合・製造が行われているか製造現場に立会い、確認をしていますか

- 異なる原産地の原材料の使用を防止するために、製造の指示（製造指示書）にしたがった配合・製造が行われているか、責任者による確認が望まれます。

## 容器包装



製造の指示（製造指示書）と包材（又はラベルシール）の記載内容が整合しているか確認をしていますか

- 使用された原材料の原産地と包材に記載された原材料の原産地の齟齬を防ぐために、製造の指示（製造指示書）と包材の記載内容が整合しているか確認することが望まれます。

## 製造の記録（製造日報の作成）



製造の指示（製造指示書）と包材（又はラベルシール）の記載内容が整合していることを確認した結果を記録していますか

- 製造の指示と製造された製品の表示が整合し、それを確認したことを明らかにしておくために、製造の指示（製造指示書）と包材（又はラベルシール）の記載内容が整合しているか確認した結果を記録しておくことが望まれます。
- ノート等によるメモ書きでもかまわないので、製造の指示に基づいた製造記録（製造数）を残すことが重要です。
- 製造ロット（もしくは原料原産地の変更）ごとに記録しておくことが望まれます。

### [製造指示書 兼 製造日報の例]

製造指示書 兼 製造日報

2018年9月3日

(株)〇〇シーフーズ〇〇工場  
製造部 山田

9月4日の製造予定は以下のとおりです。

- ・各ラインの仕込班は、製品の原産地に留意して作業してください。
- ・各ラインの包装班は、本指示書にある原産地の製品を使用していることを目視で確認の上、「作業時間」、「製造数」、「賞味期限」、「包装班記入者」欄を記入してください。

#### Aライン

予定時間	製品	原産地	予定数量	作業時間	製造数	賞味期限	包装班記入者	備考
8:00～ 12:00	さば味噌缶 70g (NB)	さば：国産	100 C/S	8:00～ 12:30	90 C/S	2021.9	佐藤	計量器トラブルのため
13:00～ 17:00	さば味噌缶 70g (PB)	さば：ノルウェー産	100 C/S	13:30～ 17:00	90 C/S	2021.9	佐藤	AM 作業トラブルにより PM 作業遅延

#### Bライン

予定時間	製品	原産地	予定数量	作業時間	製造数	賞味期限	包装班記入者	備考
8:00～ 12:00	さば水煮缶 180g (NB)	さば：国産	50 C/S	8:00～ 12:00	50 C/S	2021.9	鈴木	
13:00～ 17:00	さば水煮缶 180g (PB)	さば：ノルウェー産	50 C/S	13:00～ 17:00	50 C/S	2021.9	鈴木	



## 4. 出荷・販売段階

### 商談・受注



取引先との商談にあたって、商品仕様書に基づき、重量割合上位 1 位の原料原産地を伝えましたか

- 一般用加工食品の場合、商品の原料原産地を明らかにした上で、取引先（小売や卸等）と商談しましょう。
- 業務用加工食品であって、販売先（最終製品の製造者等）との間で、最終製品において生鮮原材料の産地までさかのぼった表示をすることに合意した場合は、業務用加工食品の重量割合上位 1 位の生鮮原材料の産地情報の表示（伝達）が必要です。
- 輸入品以外の業務用加工食品であって、販売先において、当該業務用加工食品を単なる切断、小分け等を行い最終製品とする場合には、業務用加工食品の重量割合上位 1 位である原料の原産地の表示（伝達）が必要です。
- その他業務用加工食品の場合は、マニュアル 59～63 頁を参照してください。

#### ■ 留意点

- 原産地の切り替えが生じた際、販売先への連絡の要否を確認しておきましょう。

## 第2章

# 加工食品 25 分類別の原料原産地表示例

基準別表 1 加工食品 25 分類別に代表的な商品について、新しい原料原産地表示制度に対応した表示例を示しました。

本制度では、従前から表示されている「原材料名」の表示に係る基準は基本的に変更ありません。したがって、多くの商品においては、現在表示されている「原材料名」の表示で重量割合上位 1 位となる原材料に対して、原産地・製造地の表示を追加することにより、本制度に基づく表示となります。

ここで示した表示例は、すべての種類の商品をカバーしておりません。また、表示方法も当該商品で考えられる表示方法の一例にすぎません。本表示例に加えて、この別冊マニュアルの第 1 章やマニュアル等も参考に、実際の商品に応じた適切な表示を行ってください。

### 【利用上の注意】

- 本表示例は、この別冊マニュアル作成時において、一般に流通している商品からサンプリングした表示を参考に作成したものです。したがって、同じ品目であっても、それぞれの商品ごとの製造工程や使用する原材料に合わせて、表示を行ってください。
- 本表示例には、添加物、アレルギー等の表示は記載していません。実際の表示では、添加物、アレルギー等、原料原産地表示以外に必要な表示も適切に行ってください。
- 本表示例では、原料原産地を、原材料名表示の後に括弧を付けて表示する方法で示しています。他に一括表示欄に「原料原産地」の事項名を設けて表示することもできます。
- 本表示例において、青字や太字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の商品への表示では、文字の色や太さを使い分ける必要はありません。

## 表示例の目次

分類	表示例	頁番号
1. 麦類	押麦	26
2. 粉類	ケーキミックス	26
3. でん粉	片栗粉	27
4. 野菜加工品	グリーンピース缶詰	28
	マッシュルーム缶詰	29
	しょうがつかだ煮	29
5. 果実加工品	パインアップル缶詰	30
	りんごジャム	30
6. 茶、コーヒー及びココアの調製品	レギュラーコーヒー	31
7. 香辛料	こしょうパウダー	32
	カレー粉	32
8. めん・パン類	ゆでうどん	33
	干しそば	34
	食パン	35
	あんぱん	35
9. 穀類加工品	オートミール	37
	ふ（麩）	38
10. 菓子類	ビスケット	39
	米菓（ピーナッツ入り柿の種）	39
	ようかん	40
	カステラ	41
	ゼリー	42
	チョコレート	42
	ラムネ菓子	43
	コーンスナック菓子	44
11. 豆類の調製品	練あん	46
	きぬごし豆腐	47
	ピーナッツバター	47
12. 砂糖類	上白糖	48
	てん菜糖	49

分類	表示例	頁番号
13. その他の農産加工食品	練ごま	49
14. 食肉製品	ロースハム	50
	ソーセージ	52
15. 酪農製品	牛乳	55
	発酵乳	55
	プロセスチーズ	57
16. 加工卵製品	味付たまご	61
17. その他の畜産加工食品	はちみつ	61
18. 加工魚介類	さば味噌煮	62
	板付かまぼこ	63
	かつお削りぶし	65
	さきいか	65
19. 加工海藻類	にしんこんぶ巻	66
	のり佃煮	66
20. その他の水産加工食品	松前漬け	67
21. 調味料及びスープ	食塩	68
	米みそ	69
	調合みそ	69
	こいくちしょうゆ	70
	ウスターソース	70
	焼肉のたれ	71
22. 食用油脂	食用なたね油	72
	マーガリン	72
23. 調理食品	ぎょうざ	73
	おにぎり (梅)	74
	ポテトサラダ	74
24. その他の加工食品	粉末清涼飲料	75
25. 飲料等	果実飲料 (りんごジュース)	75

## 1. 麦類

商品例


押麦

例

原材料名	大麦（九州）
------	--------

### Point

- 重量割合上位 1 位の大麦の産地が、国産（九州地方）であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば鹿児島県産、薩摩産、九州産）ができます。

 マニュアル 47~48 頁

## 2. 粉類

商品例


ケーキミックス

例

原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、食塩
------	-----------------

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である小麦粉の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、九州製造）ができます。

 マニュアル 22~25 頁

### 3. でん粉

商品例

片栗粉

#### 例 1

原材料名	馬鈴しょでん粉（国内製造）
------	---------------

#### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である馬鈴しょでん粉の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、千葉県製造）ができます。

👉 マニュアル 22～25 頁

#### 例 2

原材料名	馬鈴しょでん粉（馬鈴しょ（北海道））
------	--------------------

#### Point

- 加工原材料の馬鈴しょでん粉に対して生鮮原材料までさかのぼり、国産（北海道）の馬鈴しょを使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「国産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のものです。
- 当該生鮮原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、九州）ができます。

👉 マニュアル 23～24 頁

## 4. 野菜加工品

商品例


グリーンピース缶詰

### 例 1

原材料名	えんどう（カナダ）、食塩
------	--------------

#### Point

- 重量割合上位 1 位のえんどうの産地が、カナダであった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「カナダ産」と表示することができます。

 マニュアル 47~50 頁


### 例 2

原材料名	えんどう（アメリカ産又はカナダ産）、食塩
------	----------------------

※えんどうの産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

#### Point

- 重量割合上位 1 位のえんどうの産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- えんどうの使用予定の産地がアメリカ又はカナダであり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にアメリカ産、次いでカナダ産であったため、「アメリカ産又はカナダ産」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、えんどうの産地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「アメリカ産」もしくは「カナダ産」と表示してください。
- 「アメリカ産」「カナダ産」の他に「アメリカ」「カナダ」といった国名のみでの表示も可能です。


 マニュアル 9~11 頁、51 頁

## 例

原材料名	マッシュルーム（中国）、食塩
------	----------------

## Point

- 重量割合上位 1 位のマッシュルームの産地が、中国であった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「中国産」と表示することができます。


 マニュアル 47～50 頁

## 例

原材料名	しょうが（国産）、しょうゆ、水あめ、醸造酢、食塩、酵母エキス
------	--------------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位のしょうがの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば高知県、土佐）ができます。

 マニュアル 47～48 頁



## 5. 果実加工品

商品例


パイナップル缶詰

例

原材料名	パイナップル（タイ）、砂糖
------	---------------

### Point

- 重量割合上位 1 位のパイナップルの産地が、タイであった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「タイ産」と表示することができます。

 マニュアル 47~50 頁

商品例


りんごジャム

例

原材料名	りんご（国産）、砂糖類（砂糖、異性化液糖）
------	-----------------------

### Point

- 重量割合上位 1 位のりんごの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば青森県、長野県）ができます。

 マニュアル 47~48 頁

## 6. 茶、コーヒー及びココアの調製品

商品例


レギュラーコーヒー

例

原材料名	コーヒー豆（ブラジル、コロンビア、その他）
------	-----------------------

### Point

- 重量割合上位 1 位のコーヒー豆について、国別に重量割合の高いものから、ブラジル、次いでコロンビア、3 か国目以降を「その他」とした表示例です。産地が 3 か国以上ある場合は、3 か国目以降の産地を表示することも可能ですし、「その他」とまとめて表示することも可能です。
- 「ブラジル」「コロンビア」の他に「ブラジル産」「コロンビア産」と国名に「産」をつけて「ブラジル産」「コロンビア産」と表示することができます。
- 「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に参加する事業者は、この規約に基づいた表示が必要です。

 マニュアル 9 頁、50 頁

## 7. 香辛料

商品例

こしょうパウダー

例

原材料名	こしょう (マレーシア)
------	--------------

### Point

- 重量割合上位 1 位のこしょうの産地が、マレーシアであった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「マレーシア産」と表示することができます。
- 輸入品の粒こしょうを、国内で小分け等を行い、粒こしょうとして販売する場合は、「原産国名」欄に原産国を表示します。

👉 マニュアル 47~50 頁

商品例

カレー粉

例

原材料名	ターメリック (インド)、コリアンダー、クミン、こしょう、赤唐辛子、その他香辛料
------	--

### Point

- 重量割合上位 1 位のターメリックの産地が、インドであった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「インド産」と表示することができます。
- 原材料名を生鮮原材料である「ターメリック」とした場合は、「○○産」と産地の表示をし、原材料名を加工原材料である「ターメリックパウダー」とした場合は、「○○製造」と製造地の表示をします。
- ターメリックパウダーを使用している場合には、原材料名欄に「ターメリック」と表示し、別に原料原産地名欄を設け、「○○製造 (ターメリックパウダー)」と表示することも可能です。

👉 マニュアル 47~50 頁、Q&A 原原-51

## 8. めん・パン類

商品例


ゆでうどん

### 例 1

原材料名	小麦粉（国内製造）、食塩
------	--------------

#### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である小麦粉の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、九州製造）ができます。


 マニュアル 22～25 頁

### 例 2

原材料名	小麦粉（小麦（北海道産））、食塩
------	------------------

#### Point

- 加工原材料の小麦粉の生鮮原材料までさかのぼり、国産（北海道産）の小麦を使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「国産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のもので、
- 当該生鮮原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、九州）ができます。


 マニュアル 23～24 頁

## 例 1

原材料名	そば粉（国内製造）、小麦粉、食塩
------	------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるそば粉の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば長野県製造、信州製造）ができます。


 マニュアル 22～25 頁

## 例 2

原材料名	そば粉（そば（長野県））、小麦粉、食塩
------	---------------------

## Point

- 加工原材料のそば粉の生鮮原材料までさかのぼり、国産（長野県）のそばを使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「国産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のものです。
- 当該生鮮原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、茨城県）ができます。


 マニュアル 23～24 頁

## 例

原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、マーガリン、パン酵母、食塩
------	----------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である小麦粉の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、九州製造）ができます。


 マニュアル 22～25 頁

## 例 1

原材料名	つぶあん(国内製造)、小麦粉、糖類、マーガリン、パン酵母、食塩
------	---------------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である「つぶあん」の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、三重県製造）ができます。

 マニュアル 22～24 頁

## 例 2

原材料名	つぶあん（砂糖（さとうきび（国産））、小豆、水あめ）、小麦粉、糖類、マーガリン、パン酵母、食塩
------	---

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である「つぶあん」について、生鮮原材料までさかのぼり、国産のさとうきびを使用した場合の表示例です。加工原材料の製造地又は生鮮原材料までさかのぼった産地を表示することとし、それ以外の任意の段階での製造地表示は、原料原産地表示とは認められません。
- 加工原材料であるつぶあんの原材料の表示は、産地を表示する原材料だけでなく、複合原材料の原材料の表示方法に従い、表示します。（基準第 3 条第 1 項の表の原材料名欄の 1 の二）
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「国産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の原材料のうち、重量割合上位 1 位のものです。
- 当該生鮮原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば沖縄県）ができます。

👉 マニュアル 23～24 頁、Q&A 原原-45

## 9. 穀類加工品

商品例


オートミール

### 例 1

原材料名	オート麦（オーストラリア）
------	---------------

#### Point

- 重量割合上位 1 位のオート麦の産地が、オーストラリアであった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「オーストラリア産」と表示することができます。

 マニュアル 47~50 頁


### 例 2

原材料名	オート麦（オーストラリア産又はアメリカ産又はカナダ産）
------	-----------------------------

※オート麦の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

#### Point

- 重量割合上位 1 位のオート麦の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- オート麦の使用予定の産地がオーストラリア又はアメリカ又はカナダであり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にオーストラリア産、次いでアメリカ産、次いでカナダ産であったため、「オーストラリア産又はアメリカ産又はカナダ産」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、オート麦の産地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「オーストラリア産」もしくは「アメリカ産」もしくは「カナダ産」と表示してください。
- 「オーストラリア産」「アメリカ産」「カナダ産」の他に「オーストラリア」「アメリカ」「カナダ」といった国名のみでの表示も可能です。

 マニュアル 9~11 頁、15~21 頁、51 頁




## 例 3

原材料名	オーツ麦（輸入）
------	----------

## Point

- 重量割合上位 1 位のオーツ麦の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- オーツ麦の使用予定の産地が外国 3 か国以上であるため、「輸入」と「大括り表示」をしています。
- 「輸入」の他に「外国産」、「外国」などの表示でも可能です。また、輸入より狭い範囲を表す、一般的に知られている地域名等（オセアニア、南米、EU等）の表示も可能です（ただし、当該地域内の 3 か国以上から輸入しており、国別重量順表示が困難な場合に限ります）。

 マニュアル 12 頁、53～56 頁

商品例


ふ（麩）

## 例

原材料名	小麦粉（国内製造）、小麦たん白
------	-----------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である小麦粉の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、九州製造）ができます。

 マニュアル 22～25 頁

## 10. 菓子類

商品例

**ビスケット**

例

原材料名	<b>小麦粉（国内製造）</b> 、砂糖、ショートニング、全粉乳、食塩
------	-------------------------------------

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である小麦粉の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、九州製造）ができます。

👉 マニュアル 22～25 頁

商品例

**米菓（ピーナッツ入り柿の種）**

例 1

原材料名	<b>バターピーナッツ（国内製造）</b> （落花生、植物油脂、食塩）、米（国産）、でん粉、しょうゆ、砂糖
------	---

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるバターピーナッツの製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば新潟県製造、埼玉県製造）ができます。
- 米菓の原材料となる米については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）」（いわゆる「米トレーサビリティ法」）に基づく産地情報の伝達が必要です。


👉 マニュアル 22～24 頁

## 例 2

原材料名	<b>バターピーナッツ（落花生（中国産）、植物油脂、食塩）、米（国産）、でん粉、しょうゆ、砂糖</b>
------	---

## Point

- 加工原材料のバターピーナッツの生鮮原材料までさかのぼり、中国産の落花生を使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「中国産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のものです。
- 米菓の原材料となる米については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）」（いわゆる「米トレーサビリティ法」）に基づく産地情報の伝達が必要です。

 マニュアル 23~24 頁

## 商品例


## ようかん

## 例 1

原材料名	<b>砂糖（国内製造）、小豆、水あめ、寒天</b>
------	---------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である砂糖の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、千葉県製造）ができます。


 マニュアル 22~25 頁

## 例 2

原材料名	砂糖（さとうきび（沖縄県））、小豆、水あめ、寒天
------	--------------------------

### Point

- 加工原材料の砂糖の生鮮原材料までさかのぼり、国産（沖縄県）のさとうきびを使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「国産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のもので、
- 当該生鮮原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば沖縄県）ができます。

 マニュアル 23～24 頁

## 商品例


## カステラ

## 例

原材料名	鶏卵（国産）、上白糖、小麦粉、水あめ、ざらめ糖
------	-------------------------

### Point

- 重量割合上位 1 位の鶏卵の産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば長崎県、九州）ができます。
- 原材料名を生鮮原材料である「鶏卵」とした場合は、「〇〇産」と産地の表示をし、原材料名を加工原材料である「液卵」とした場合は、「〇〇製造」と製造地の表示をします。


 マニュアル 47～48 頁、Q&A 原原-51

## 例

原材料名	<b>みかん（愛媛県）</b> 、砂糖、みかん濃縮果汁
------	-----------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位のみかんの産地が、国産（愛媛県）であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば愛媛県、四国）ができます。


 マニュアル 47～48 頁

## 例 1

原材料名	<b>カカオマス（国内製造）</b> 、砂糖、全粉乳、ココアバター
------	-----------------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるカカオマスの製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば埼玉県製造）ができます。

 マニュアル 22～25 頁

## 例 2

原材料名	<b>カカオマス（カカオ豆（ガーナ産又はインドネシア産））</b> 、砂糖、全粉乳、ココアバター
------	--

※カカオ豆の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

## Point

- 重量割合上位 1 位のカカオ豆の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- カカオ豆の使用予定の産地がガーナ又はインドネシアであり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にガーナ産、次いでインドネシア産であったため、「ガーナ産又はインドネシア産」と「又は表示」をしています。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「ガーナ産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のものです。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、カカオ豆の産地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「ガーナ産」もしくは「インドネシア産」と表示してください。
- 「ガーナ産」「インドネシア産」の他に「ガーナ」「インドネシア」といった国名のみでの表示も可能です。

👉 マニュアル 9~11 頁、22~24 頁、51 頁

## 商品例

## ラムネ菓子

### 例

原材料名	砂糖（国内製造）、コーンスターチ、レモン果汁
------	------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である砂糖の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造）ができます。


👉 マニュアル 22~24 頁

## 例 1

原材料名	コーングリッツ (国内製造)、植物油、食塩、砂糖
------	--------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるコーングリッツの製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば神奈川県製造）ができます。


 マニュアル 22～24 頁

## 例 2

原材料名	コーングリッツ (とうもろこし (アメリカ))、植物油、食塩、砂糖
------	-----------------------------------

## Point

- 加工原材料のコーングリッツの生鮮原材料までさかのぼり、アメリカ産のとうもろこしを使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原材料名と共にその産地（例えば「アメリカ産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のものであります。
- 「アメリカ」の他に国名に「産」を付けて「アメリカ産」と表示することができます。


 マニュアル 23～24 頁

### 例 3

原材料名	コーングリッツ（とうもろこし（輸入））、植物油、食塩、砂糖
------	-------------------------------

#### Point

- 加工原材料のコーングリッツの生鮮原材料までさかのぼり、3 か国以上の外国から輸入したとうもろこしを使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該原材料名と共にその産地を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のものであります。
- 本表示例は、重量割合上位 1 位のとうもろこしの産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合のものであります。
- とうもろこしの使用予定の産地が外国 3 か国以上であるため、「輸入」と「大括り表示」をしています。
- 「輸入」の他に「外国産」、「外国」などの表示でも可能です。また、輸入より狭い範囲を表す、一般的に知られている地域名等（南米、EU等）の表示も可能です（ただし、当該地域内の 3 か国以上から輸入しており、国別重量順表示が困難な場合に限ります）。

 マニュアル 12 頁、53～56 頁



## 11. 豆類の調製品

商品例

練あん

### 例 1

原材料名	生あん（国内製造）、砂糖、寒天、食塩
------	--------------------

#### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である生あんの製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、三重県製造）ができます。

👉 マニュアル 22～25 頁

### 例 2

原材料名	生あん（小豆（北海道））、砂糖、寒天、食塩
------	-----------------------

#### Point

- 加工原材料の生あんの生鮮原材料までさかのぼり、国産（北海道）の小豆を使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「北海道産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のものです。

👉 マニュアル 23～24 頁

## 例

原材料名	大豆（カナダ産又はアメリカ産）
------	-----------------

※大豆の産地は、昨年度の使用実績順によるものです

## Point

- 重量割合上位 1 位の大豆の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 大豆の使用予定の産地がカナダ又はアメリカであり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にカナダ産、次いでアメリカ産であったため、「カナダ産又はアメリカ産」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、大豆の産地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「カナダ産」もしくは「アメリカ産」と表示してください。
- 「カナダ産」「アメリカ産」の他に「カナダ」「アメリカ」といった国名のみでの表示も可能です。

👉 マニュアル 10～11 頁、51 頁

## 例

原材料名	ピーナッツ（中国）、砂糖、植物油、食塩
------	---------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位のピーナッツの産地が、中国であった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「中国産」と表示することができます。

👉 マニュアル 47～50 頁

## 12. 砂糖類

商品例

上白糖


例

原材料名	原料糖（オーストラリア製造又は国内製造）
------	----------------------

※原料糖の製造地は、2017 年度の使用実績順によるものです。

### Point

- 重量割合上位 1 位の原料糖の製造地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 原料糖の使用予定の製造地がオーストラリア又は国内であり、2017 年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にオーストラリア製造、国内製造であったため、「オーストラリア製造又は国内製造」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、原料糖の製造地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「オーストラリア製造」もしくは「国内製造」と表示してください。


 マニュアル 9～11 頁、15～24 頁、52 頁

## 例

原材料名	てん菜（国産）
------	---------

## Point

- 重量割合上位 1 位のてん菜の産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、北海道産）ができます。

 マニュアル 22～25 頁


## 13. その他の農産加工食品

## 例

原材料名	白ごま（中国）
------	---------

## Point

- 重量割合上位 1 位の白ごまの産地が、中国であった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「中国産」と表示することができます。

 マニュアル 47～50 頁

## 14. 食肉製品

商品例

ロースハム

### 例 1

原材料名	豚ロース肉（国産）、糖類（水あめ、砂糖）、卵たん白、植物性たん白、食塩、乳たん白、ポークエキス
------	---

#### Point

- 重量割合上位 1 位の豚ロース肉の産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば鹿児島県産、薩摩産、九州産）ができます。

👉 マニュアル 47~48 頁

### 例 2

原材料名	豚ロース肉（アメリカ産又はカナダ産）、糖類（水あめ、砂糖）、卵たん白、植物性たん白、食塩、乳たん白、ポークエキス
------	--

※豚ロース肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

#### Point

- 重量割合上位 1 位の豚ロース肉の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 豚ロース肉の使用予定の産地がアメリカ又はカナダであり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にアメリカ産、次いでカナダ産であったため、「アメリカ産又はカナダ産」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。

- なお、豚ロース肉の産地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「アメリカ産」もしくは「カナダ産」と表示してください。
- 「アメリカ産」「カナダ産」の他に「アメリカ」「カナダ」といった国名のみでの表示も可能です。

👉 マニュアル 10～11 頁、51 頁

### 例 3

原材料名	豚ロース肉（輸入）、糖類（水あめ、砂糖）、卵たん白、植物性たん白、食塩、乳たん白、ポークエキス
------	---

#### Point

- 重量割合上位 1 位の豚ロース肉の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 豚ロース肉の使用予定の産地が外国 3 か国以上であるため、「輸入」と「大括り表示」をしています。
- 「輸入」の他に「外国産」、「外国」などの表示でも可能です。また、輸入より狭い範囲を表す、一般的に知られている地域名等（EU、アフリカ、南米等）の表示も可能です（ただし、当該地域内の 3 か国以上から輸入しており、国別重量順表示が困難な場合に限りです）。


👉 マニュアル 12 頁、53～56 頁

## 例 1

原材料名	豚肉（アメリカ産、カナダ産）、豚脂肪、糖類（水あめ、砂糖）、食塩、香辛料
------	--------------------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の豚肉の産地が、国別の重量割合がアメリカ産、次いでカナダ産であった場合の表示例です。
- 「アメリカ産」「カナダ産」の他に「アメリカ」「カナダ」といった国名のみでの表示も可能です。


 マニュアル 9 頁、50 頁

## 例 2

原材料名	豚肉（アメリカ産、カナダ産、その他）、豚脂肪、糖類（水あめ、砂糖）、食塩、香辛料
------	--

## Point

- 重量割合上位 1 位の豚肉の産地が、国別の重量割合がアメリカ産、次いでカナダ産、3 か国目以降を「その他」とした表示例です。産地が 3 か国以上ある場合は、3 か国目以降の産地を表示することも可能ですし、「その他」とまとめて表示することも可能です。

 マニュアル 9 頁、50 頁


### 例 3

原材料名	豚肉（アメリカ産又はカナダ産）、豚脂肪、糖類（水あめ、砂糖）、食塩、香辛料
------	---------------------------------------

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

#### Point

- 重量割合上位 1 位の豚肉の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 豚肉の使用予定の産地がアメリカ又はカナダであり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にアメリカ産、次いでカナダ産であったため、「アメリカ産又はカナダ産」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、豚肉の産地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「アメリカ産」もしくは「カナダ産」と表示してください。
- 「アメリカ産」「カナダ産」の他に「アメリカ」「カナダ」といった国名のみ表示も可能です。

 マニュアル 9～11 頁、51 頁



## 例 4

原材料名	豚肉（アメリカ産又はカナダ産又は国産（5%未満））、豚脂肪、糖類（水あめ、砂糖）、食塩、香辛料
------	---

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

### Point

- 重量割合上位 1 位の豚肉の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 豚肉の使用予定の産地がアメリカ又はカナダ又は国産であり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にアメリカ産、カナダ産、国産であったため、「アメリカ産又はカナダ産又は国産（5%未満）」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、一定期間の使用割合が「5%未満」である産地について、当該産地の後に括弧を付して、「5%未満」である旨を表示する必要があるので、「国産（5%未満）」と表示しています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、豚肉の産地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「アメリカ産」もしくは「カナダ産」もしくは「国産」と表示してください。
- 「アメリカ産」「カナダ産」「国産」の他に「アメリカ」「カナダ」「日本」といった国名のみ表示も可能です。

👉 マニュアル 10～11 頁、52 頁

## 15. 酪農製品

商品例


牛乳

例

原材料名	生乳（国産）
------	--------

### Point

- 重量割合上位 1 位の生乳の産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば、栃木県、関東）ができます。
- 「飲用乳の表示に関する公正競争規約」に参加する事業者は、この規約に基づいた表示が必要です（平成 30 年 11 月現在、牛乳にあつては、原材料名欄に「生乳 100%」と表示するよう規定されています）。

 マニュアル 47～48 頁

商品例


発酵乳

例 1

原材料名	乳製品（国内製造）、異性化液糖、砂糖
------	--------------------

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である乳製品の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、栃木県製造）ができます。

 マニュアル 22～25 頁

## 例2

原材料名	乳製品（国内製造、オーストラリア製造）、異性化液糖、砂糖
------	------------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である乳製品の製造地が、国内とオーストラリアであり、国別の重量割合が国内製造、次いでオーストラリア製造であった場合の表示例です。


 マニュアル 9 頁、22～25 頁、50 頁

## 例3

原材料名	乳製品（生乳（国産））、異性化液糖、砂糖
------	----------------------

## Point

- 加工原材料の乳製品の生鮮原材料までさかのぼり、国産の生乳を使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「国産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のもです。
- 当該生鮮原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、栃木県）ができます。


 マニュアル 23～24 頁

## 例 1

原材料名	ナチュラルチーズ（国内製造）、バター、乳たん白質
------	--------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるナチュラルチーズの製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、栃木県製造）ができます。


 マニュアル 22～25 頁

## 例 2

原材料名	ナチュラルチーズ（オーストラリア製造、ニュージーランド製造）、バター、乳たん白質
------	--

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるナチュラルチーズの製造地が、オーストラリアとニュージーランドであり、国別の重量割合がオーストラリア製造、次いでニュージーランド製造であった場合の表示例です。

 マニュアル 22～25 頁


### 例 3

原材料名	ナチュラルチーズ（オーストラリア製造又はニュージーランド製造）、バター、乳たん白質
------	---

※ナチュラルチーズの製造地は、昨年度の使用実績順によるものです。

#### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるナチュラルチーズの製造地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や製造地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- ナチュラルチーズの使用予定の製造地がオーストラリア又はニュージーランドであり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にオーストラリア、次いでニュージーランドであったため、「オーストラリア製造又はニュージーランド製造」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、ナチュラルチーズの製造地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「オーストラリア製造」もしくは「ニュージーランド製造」と表示してください。

 マニュアル 22~25 頁

## 例 4

原材料名	ナチュラルチーズ（オーストラリア製造又はニュージーランド製造又は国内製造（5%未満））、バター、乳たん白質
------	---

※ナチュラルチーズの製造地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるナチュラルチーズの製造地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や製造地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- ナチュラルチーズの使用予定の製造地がオーストラリア又はニュージーランド又は日本であり、昨年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にオーストラリア、ニュージーランド、日本であったため、「オーストラリア製造又はニュージーランド製造又は国内製造（5%未満）」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、一定期間の使用割合が「5%未満」である産地について、当該産地の後に括弧を付して、「5%未満」である旨を表示する必要があるため、「国内製造（5%未満）」と表示しています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- なお、ナチュラルチーズの製造地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「又は表示」ではなく、都度「オーストラリア製造」もしくは「ニュージーランド製造」もしくは「国内製造」と表示してください。


👉 マニュアル 10～11 頁、22～25 頁、52 頁

## 例 5

原材料名	<b>ナチュラルチーズ（外国製造）、バター、乳たん白質</b>
------	---------------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるナチュラルチーズの製造地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や製造地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- ナチュラルチーズの使用予定の製造地が外国 3 か国以上であるため、「外国製造」と「大括り表示」をしています。
- 製造地表示の「大括り表示」については、「外国製造」などの表示は可ですが、「輸入製造」「国外製造」などの表示は認められません。（意味が明確に伝わらないため）
- なお、ナチュラルチーズの製造地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「大括り表示」ではなく、都度「オーストラリア製造」等と表示してください。


 マニュアル 22～25 頁

## 例 6

原材料名	<b>ナチュラルチーズ（生乳（国産）、食塩）、バター、乳たん白質</b>
------	--------------------------------------

## Point

- 加工原材料のナチュラルチーズの生鮮原材料までさかのぼり、国産の生乳を使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「国産」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のもです。
- 当該生鮮原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、栃木県）ができます。

 マニュアル 23～24 頁

## 16. 加工卵製品

商品例

味付たまご


例

原材料名

鶏卵（国産）、しょうゆ、発酵調味液、食塩、ポークエキス、ぶどう糖

### Point

- 重量割合上位 1 位の鶏卵の産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば長崎県、九州）ができます。

 マニュアル 47~48 頁

## 17. その他の畜産加工食品

商品例

はちみつ


例

原材料名

はちみつ（国産）

### Point

- 重量割合上位 1 位のはちみつの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、秋田県）ができます。
- はちみつは加工食品に分類されていますが、一般的に生鮮食品に近い食品であると認識されていることなどから、「○○産」等の産地の表示をします。

 マニュアル 47~50 頁、Q&A 原原-51



## 18. 加工魚介類

商品例

さば味噌煮

例

原材料名	さば（ノルウェー）、みそ、砂糖、みりん、しょうゆ
------	--------------------------

### Point

- 重量割合上位 1 位のさばの産地が、ノルウェーであった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「ノルウェー産」と表示することができます。
- 原材料が輸入品の水産物の場合は、原産国名に水域名を併記することができます。しかしながら、例えばインド洋にあるフランス領ケルゲレン諸島で漁獲された魚（キンメダイ）について、原産国名が「フランス」となると、消費者からはフランス本国の近海で獲れたとの誤解を招く可能性があります。このため、国名だけでは分かりにくい場合、水域名を併記できることとしたもので、例えば「原材料名：キンメダイ（フランス（インド洋）」と表示することができます。ただし、水域名のみの記載は、国産である旨を示すことになるため、認められません。

👉 マニュアル 47～50 頁

## 例 1

原材料名	魚肉（輸入）、卵白、食塩、砂糖、本みりん、でん粉、植物油
------	------------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の魚肉の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 魚肉の使用予定の産地が外国 3 か国以上であるため、「輸入」と「大括り表示」をしています。
- 「輸入」の他に「外国産」、「外国」などの表示でも可能です。また、輸入より狭い範囲を表す、一般的に知られている地域名等（東南アジア、南米、EU 等）の表示も可能です（ただし、当該地域内の 3 か国以上から輸入しており、国別重量順表示が困難な場合に限ります）。

☞ マニュアル 12 頁、53～56 頁、Q&A 原原-13

## 例 2

原材料名	魚肉（たら（国産）、ぐち、えそ）、卵白、食塩、砂糖、本みりん、でん粉、植物油
------	--

## Point

- 同種の原材料をまとめ書きした場合であって、重量割合上位 1 位のたらの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば岩手県産、三陸沖、釜石港）ができます。

☞ マニュアル 47～48 頁、Q&A 原原-13

### 例 3

原材料名	魚肉すり身（外国製造）、卵白、食塩、砂糖、本みりん、でん粉、植物油
------	-----------------------------------

#### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である魚肉すり身の製造地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や製造地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 魚肉すり身の使用予定の製造地が外国 3 か国以上であるため、「外国製造」と「大括り表示」をしています。
- 製造地表示の「大括り表示」については、「外国製造」などの表示は可ですが、「輸入製造」「国外製造」などの表示は認められません。（意味が明確に伝わらないため）
- なお、魚肉すり身の製造地切替えの度に包材等の切替えが可能であれば、「大括り表示」ではなく、都度「中国製造」等と表示してください。

👉 マニュアル 22～25 頁、Q&A 原原-13

## 例

原材料名	かつおのふし（国内製造）
------	--------------

## Point

- 加工原材料であるかつおのふしの製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば高知県製造）ができます。
- 「かつお削りぶし」については、従前から「かつおのふし」の産地を原料原産地として「〇〇産」と表示していましたが、平成 29 年 9 月の改正に伴い、「〇〇製造」という製造地の表示とすることになりました。

☞ マニュアル 22～23 頁の（1）、35 頁

## 例

原材料名	いか（アルゼンチン）、糖類（砂糖、乳糖）、食塩、醸造酢
------	-----------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位のいかの産地が、アルゼンチンであった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「アルゼンチン産」と表示することができます。
- 原材料が輸入品の水産物の場合は、原産国名に水域名を併記することができます。しかしながら、例えばインド洋にあるフランス領ケルゲレン諸島で漁獲された魚（キンメダイ）について、原産国名が「フランス」となると、消費者からはフランス本国の近海で獲れたとの誤解を招く可能性があります。このため、国名だけでは分かりにくい場合、水域名を併記できることとしたもので、例えば「原材料名：キンメダイ（フランス（インド洋）」と表示することができます。ただし、水域名のみ記載は、国産である旨を示すことになるため、認められません。

☞ マニュアル 47～50 頁

## 19. 加工海藻類

### 商品例 にしんこんぶ巻

#### 例

原材料名	にしん（国産）、昆布、砂糖、しょうゆ、食塩
------	-----------------------

#### Point

- 重量割合上位 1 位のにしんの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道）ができます。
- 「こんぶ巻」は、使用されているこんぶの重量割合が 50%以上の場合は、基準の別表 15（22 食品群）に該当します。その場合は、従前どおりの原料原産地表示を行ってください。

👉 マニュアル 37 頁、47～48 頁

### 商品例 のり佃煮

#### 例

原材料名	のり（国産）、しょうゆ、糖類（水あめ、砂糖）、みりん
------	----------------------------

#### Point

- 重量割合上位 1 位ののりの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば佐賀県、有明海）ができます。

👉 マニュアル 47～48 頁

## 20. その他の水産加工食品

商品例

松前漬け


例

原材料名

いか（国産）、かずのこ、発酵調味料、にんじん、昆布、砂糖、しょうゆ、昆布エキス

### Point

- 重量割合上位 1 位のいかの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道産、北海道沖、北日本近海）ができます。

 マニュアル 47～48 頁

## 21. 調味料及びスープ

商品例

食塩

### 例 1

原材料名	天日塩（メキシコ又はオーストラリア）、海水
------	-----------------------

※天日塩の産地は、2017 年度の使用実績順によるものです。

#### Point

- 重量割合上位 1 位の天日塩の産地が、今後の 1 年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合の表示例です。
- 天日塩の使用予定の産地がメキシコ又はオーストラリアであり、2017 年度の使用実績において、重量割合の高いものから順にメキシコ、次いでオーストラリアであったため、「メキシコ又はオーストラリア」と「又は表示」をしています。
- 「又は表示」を行う場合、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に「一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示したこと」を注意書きとして、表示する必要があります。
- 「食用塩の表示に関する公正競争規約」に参加する事業者は、この規約に基づいた表示が必要です。

👉 マニュアル 9～11 頁、51 頁、Q&A 原原-51

### 例 2

原材料名	海水（日本）
------	--------

#### Point

- 重量割合上位 1 位の海水の採取場所が、日本国内であった場合の表示例です。
- 原材料の海水が国内で採水された場合、国名に代えて、都道府県名その他一般に知られている地域名や水域名の表示ができます。
- 「食用塩の表示に関する公正競争規約」に参加する事業者は、この規約に基づいた表示が必要です。

👉 マニュアル 47～48 頁、Q&A 原原-51

## 例

原材料名	大豆（国産）、米、食塩
------	-------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の大豆の産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、北海道産）ができます。


 マニュアル 47~48 頁

## 例

原材料名	米みそ（大豆（国産）、米、食塩）、豆みそ（大豆、食塩）
------	-----------------------------

## Point

- みその個別の記載方法により、「米みそ」と「豆みそ」をまとめ書きしていますが、原材料単位で見ると重量割合上位 1 位の原材料は米みそに使用された大豆であり、その大豆が国産であった場合の表示例です。
- 「米みそ」と「豆みそ」をまとめ書きすることにより、調合みそ全体で見ると大豆と食塩が複数回表示されますが、それぞれの原材料を合算して比較する必要はありません。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、北海道産）ができます。

 マニュアル 22~25 頁、Q&A 原原-14




## 例

原材料名	大豆（アメリカ）、小麦、食塩
------	----------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の大豆の産地が、アメリカであった場合の表示例です。
- 原産地は「国名のみ」の他に、国名に「産」を付けて「アメリカ産」と表示することができます。


 マニュアル 47～50 頁

## 例

原材料名	野菜・果実（トマト、たまねぎ、にんじん、その他）、醸造酢（国内製造）、糖類（砂糖、ぶどう糖果糖液糖）、食塩、香辛料
------	---

## Point

- ウスターソースの個別の記載方法により、「野菜・果実」をまとめ書きしていますが、原材料単位で見ると重量割合上位 1 位の原材料は醸造酢であり、加工原材料である醸造酢の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 使用した原材料単位で比較すると、原材料名欄で 2 番目以降に表示されている原材料が最も重量割合が高い場合は、表示順にかかわらず、その重量割合上位 1 位の原材料が表示の対象になります。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば愛知県製造）ができます。


 マニュアル 38～40 頁

## 例 1

原材料名	しょうゆ（国内製造）、砂糖、みりん、ごま油、にんにく
------	----------------------------

## Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるしょうゆの製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば千葉県製造、兵庫県製造）ができます。


 マニュアル 22～25 頁

## 例 2

原材料名	しょうゆ（大豆（アメリカ）、小麦、食塩）、砂糖、みりん、ごま油、にんにく
------	--------------------------------------

## Point

- 加工原材料のしょうゆの生鮮原材料までさかのぼり、アメリカ産の大豆を使用した場合の表示例です。
- 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の産地までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地（例えば「アメリカ」）を表示することができます。
- このとき表示対象となる生鮮原材料は、加工原材料の重量割合上位 1 位のものであります。

 マニュアル 23～24 頁

## 22. 食用油脂

商品例

食用なたね油

例

原材料名	食用なたね油（国内製造）
------	--------------

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料であるなたね油の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば千葉県製造、兵庫県製造）ができます。

 マニュアル 22～25 頁

商品例


マーガリン

例

原材料名	食用植物油脂（国内製造）、食用精製加工油脂、食塩、粉乳
------	-----------------------------

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である食用植物油脂の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば千葉県製造、神奈川県製造）ができます。

 マニュアル 22～25 頁

## 23. 調理食品

商品例


ぎょうざ

例

原材料名	野菜（キャベツ、たまねぎ、にら、にんにく）、食肉（ <b>豚肉（国産）</b> 、牛肉）、豚脂、卵白、砂糖、食塩、皮（小麦粉、なたね油、食塩、しょうゆ、サフラワー油）
------	---

### Point

- 同種の原材料を消費者に分かりやすくする等の事由により、「野菜」をまとめ書きをしており、原材料単位でみて重量割合上位1位の豚肉が国産であった場合の表示例です。
- 使用した原材料単位で比較すると、原材料名欄で2番目以降に表示されている原材料が最も重量割合が高い場合は、表示順にかかわらず、その重量割合上位1位の原材料が表示の対象になります。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば鹿児島県産、薩摩産、九州産）ができます。

 マニュアル 38~40 頁

## 例

原材料名	塩飯（米（国産）、食塩）、調味梅干、 <b>のり（国産）</b>
------	----------------------------------

## Point

- おにぎりののりの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 「おにぎり」は、基準の別表 15 の 2～6 に掲げる 5 品目のうちの 1 つで、「のり」の原そのの産地を表示する必要があります。
- のりの原そのの原産地が国産の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば佐賀県、有明海）ができます。
- おにぎりのごはん等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）」（いわゆる「米トレーサビリティ法」）に基づく産地情報の伝達が必要です。


 マニュアル 35 頁、47～48 頁

## 例

原材料名	<b>じゃがいも（国産）</b> 、マヨネーズ、にんじん、たまねぎ、砂糖、醸造酢、食塩、こしょう
------	--

## Point

- 重量割合上位 1 位のじゃがいもの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道、北海道産）ができます。

 マニュアル 47～48 頁

## 24. その他の加工食品

商品例

粉末清涼飲料


例

原材料名

砂糖（国内製造）、粉末ぶどう果汁、粉末レモン、食塩、粉末オレンジ果汁

### Point

- 重量割合上位 1 位の加工原材料である砂糖の製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば北海道製造、千葉県製造）ができます。

 マニュアル 22～25 頁

## 25. 飲料等

商品例

果実飲料（りんごジュース）


例

原材料名

りんご（国産）

### Point

- 重量割合上位 1 位のりんごの産地が、国産であった場合の表示例です。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示（例えば青森県、長野県）ができます。

 マニュアル 47～48 頁、Q&A 原原-49

食品表示・トレーサビリティ推進委託事業

新しい原料原産地表示制度 - 事業者向け活用マニュアル -

別冊 実践 チェックリストと表示例

平成30年11月発行（修正：令和元年9月）

発行：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課